

指定給水装置工事事業者に係る申請書・届出書の提出先(表紙)

水道事業者 殿

令和 年 月 日

三菱電機システムサービス株式会社

申請者 氏名又は名称 三菱電機システムサービス株式会社

住所 東京都世田谷区太子堂4丁目1番1号

代表者氏名 代表取締役 鈴木 聡

電話番号 03-5431-7750

FAX番号 03-5431-7711

メールアドレス

下記のとおり、申請書・届出書を提出します。

1. 申請・届出をする書類(ひとつだけの□に✓を入れて下さい)

この「表紙」は、申請書・届出書毎に作成し、各書類の前に付けて下さい。

- ①指定給水装置工事事業者指定申請書～様式第1、別表、様式第2
- ②指定給水装置工事事業者指定事項変更届出書～様式第10
- ③指定給水装置工事事業者廃止・休止・再開届出書～様式第11
- ④給水装置工事主任技術者選任・解任届出書～様式第3

2. 申請・届出をする水道事業者(□に✓を入れてください)

申請・届出をする水道事業者数	2	者
----------------	---	---

NO.	水道事業者名	チェック	NO.	水道事業者名	チェック	NO.	水道事業者名	チェック	NO.	水道事業者名	チェック
1	奈良市 公営企業管理者		8	御所市 水道事業管理者	レ	15	斑鳩町 水道事業管理者		22	広陵町 上下水道事業管理者	
2	大和高田市 上下水道事業管理者		9	生駒市 水道事業管理者		16	安堵町 水道事業管理者		23	河合町 水道事業管理者	
3	大和郡山市 上下水道事業 の管理者		10	香芝市 上下水道事業の管理者 の権限を行う市長		17	磯城郡 水道企業団企業長		24	吉野町 水道事業管理者	
4	天理市 上下水道事業 の管理者	レ	11	葛城市 上下水道事業管理者		18	高取町 水道事業管理者		25	大淀町 上下水道事業管理者	
5	橿原市 上下水道事業管理者 の権限を行う市長		12	宇陀市 水道事業管理者 の権限を行う市長		19	明日香村 水道事業管理者		26	下市町 水道事業管理者 の権限を行う町長	
6	桜井市 上下水道事業管理者 の権限を行う市長		13	平群町 水道事業管理者		20	上牧町 水道事業管理者				
7	五條市 水道事業管理者		14	三郷町 水道事業管理者		21	王寺町 水道事業管理者				

指定給水装置工事事業者指定事項変更届出書

水道事業者 殿

令和 年 月 日

届出者

氏名又は名称 三菱電機システムサービス株式会社
住 所 東京都世田谷区太子堂4丁目1番1号
代表者氏名 代表取締役 鈴木 聡

水道法第25条の7の規定に基づき、次のとおり変更の届出をします。

フリガナ 氏名又は名称	ミツビシシステムサービス株式会社 関西支社		
住 所	〒531-0076 大阪市北区大淀中1-4-13		
フリガナ 代表者の氏名	ダイヒョウトリシマリアク スズキ ソウ 代表取締役 鈴木 聡		
変更に係る事項	変 更 前	変 更 後	変 更 年 月 日
代表者の氏名 役員の名	代表取締役佐久目 誠記	代表取締役鈴木 聡 代表取締役能勢 純一 代表取締役伊村 真 取締役関田 俊里 取締役高橋 明久 取締役東 俊行 取締役平岡 利枝 取締役藪田 勝男 取締役守屋 充勇 取締役西本 久浩 取締役河村 和文 取締役溝上 悟史 取締役斎藤 雅之 取締役片江 徹 取締役花松 正博 監査役小泉 弘康 監査役和田 英樹 監査役東山 淳	

(備考) この用紙の大きさは、A列4番とすること。

誓 約 書

指定給水装置工事事業者申請者及びその役員は、水道法第25条の3第1項第3号イからへまでのいずれにも該当しない者であることを誓約します。

令和 年 月 日

申請者

氏名又は名称 三菱電機システムサービス株式会社

住 所 東京都世田谷区太子堂4丁目1番1号

代表者氏名 代表取締役 鈴木 聡

水道事業者 殿

（備考）この用紙の大きさは、A列4番とすること。

履歴事項全部証明書

東京都世田谷区太子堂四丁目1番1号
三菱電機システムサービス株式会社

会社法人等番号	0109-01-011705	
商号	株式会社三菱電機サービスセンター	
	三菱電機システムサービス株式会社	平成 9年10月 1日変更
本店	東京都世田谷区池尻三丁目10番3号	
	東京都世田谷区太子堂四丁目1番1号	平成 8年12月 2日移転
公告をする方法	官報に掲載する方法により行う	
		平成18年 6月29日変更 平成18年 9月 5日登記
貸借対照表に係る情報の提供を受けるために必要な事項	http://www.mdenshi.jp/msa01/	平成25年 6月13日設定
		平成25年 6月27日登記
会社成立の年月日	昭和37年4月2日	
目的	<ol style="list-style-type: none"> 1 各種電気・電子機械器具、医療用具、その他各種機械器具の保守、修理、据付、設計、製造、販売 2 前号に掲げる電気・電子機械器具、医療用具、その他機械器具の部品の製造加工及び販売 3 建設業及び建築設計業 4 前各号に関連するソフトウェア・システムの製作、販売及びエンジニアリング業 5 労働者派遣事業 6 前各号に関連する一切の業務 <p style="text-align: right;">平成27年 6月29日変更 平成27年 7月 2日登記</p>	
発行可能株式総数	1.6万株	
発行済株式の総数並びに種類及び数	発行済株式の総数 6万株	
株券を発行する旨の定め	当社は、株式に係る株券を発行する 平成18年 6月29日変更 平成18年 9月 5日登記	

資本金の額	金6億円				
株式の譲渡制限に関する規定	当会社の株式の譲渡または取得については、株主または取得者は取締役会の承認を受けなければならない 平成18年 6月29日設定 平成18年 9月 5日登記				
役員に関する事項	<u>取締役</u>	<u>加 知 光 康</u>	令和 2年 6月29日重任		
			令和 2年 7月 8日登記		
	<u>取締役</u>	<u>加 知 光 康</u>	令和 3年 6月29日重任		
			令和 3年 7月 1日登記		
	<u>取締役</u>	<u>加 知 光 康</u>	令和 4年 6月29日重任		
			令和 4年 6月30日登記		
			令和 5年 6月29日退任		
			令和 5年 6月30日登記		
			<u>取締役</u>	<u>大 淵 修</u>	令和 2年 6月29日重任
			令和 2年 7月 8日登記		
	<u>取締役</u>	<u>大 淵 修</u>	令和 3年 6月29日重任		
			令和 3年 7月 1日登記		
	<u>取締役</u>	<u>大 淵 修</u>	令和 4年 6月29日重任		
			令和 4年 6月30日登記		
			令和 5年 6月29日退任		
			令和 5年 6月30日登記		
	<u>取締役</u>	<u>赤 川 正 英</u>	令和 2年 6月29日重任		
			令和 2年 7月 8日登記		
<u>取締役</u>	<u>赤 川 正 英</u>	令和 3年 6月29日重任			
		令和 3年 7月 1日登記			
		令和 4年 6月29日退任			
		令和 4年 6月30日登記			

	取締役	<u>高橋明久</u>	令和 2年 6月29日重任
			令和 2年 7月 8日登記
	取締役	<u>高橋明久</u>	令和 3年 6月29日重任
			令和 3年 7月 1日登記
	取締役	<u>高橋明久</u>	令和 4年 6月29日重任
			令和 4年 6月30日登記
	取締役	<u>高橋明久</u>	令和 5年 6月29日重任
			令和 5年 6月30日登記
	取締役	<u>栗山茂三</u>	令和 2年 6月29日重任
			令和 2年 7月 8日登記
	取締役	<u>栗山茂三</u>	令和 3年 6月29日重任
			令和 3年 7月 1日登記
取締役	<u>栗山茂三</u>	令和 4年 6月29日重任	
		令和 4年 6月30日登記	
		令和 5年 6月29日退任	
		令和 5年 6月30日登記	
取締役	<u>山本雅之</u>	令和 2年 6月29日重任	
		令和 2年 7月 8日登記	
取締役	<u>山本雅之</u>	令和 3年 6月29日重任	
		令和 3年 7月 1日登記	
取締役	<u>山本雅之</u>	令和 4年 6月29日重任	
		令和 4年 6月30日登記	
		令和 5年 6月29日退任	
		令和 5年 6月30日登記	

	取締役	<u>能勢純一</u>	令和 2年 6月29日重任
			令和 2年 7月 8日登記
	取締役	<u>能勢純一</u>	令和 3年 6月29日重任
			令和 3年 7月 1日登記
	取締役	<u>能勢純一</u>	令和 4年 6月29日重任
			令和 4年 6月30日登記
	取締役	<u>能勢純一</u>	令和 5年 6月29日重任
			令和 5年 6月30日登記
	取締役	<u>櫻井義也</u>	令和 2年 6月29日重任
			令和 2年 7月 8日登記
			令和 3年 6月29日退任
			令和 3年 7月 1日登記
取締役	<u>古谷友明</u>	令和 2年 6月29日重任	
		令和 2年 7月 8日登記	
取締役	<u>古谷友明</u>	令和 3年 6月29日重任	
		令和 3年 7月 1日登記	
取締役	<u>古谷友明</u>	令和 4年 6月29日重任	
		令和 4年 6月30日登記	
		令和 5年 4月 1日辞任	
			令和 5年 4月 3日登記

	取締役	<u>伊藤 秀貴</u>	令和 2年 6月29日重任
			令和 2年 7月 8日登記
	取締役	<u>伊藤 秀貴</u>	令和 3年 6月29日重任
			令和 3年 7月 1日登記
	取締役	<u>伊藤 秀貴</u>	令和 4年 6月29日重任
			令和 4年 6月30日登記
			令和 5年 6月29日退任
			令和 5年 6月30日登記
	取締役	<u>岡田 英治</u>	令和 2年 6月29日重任
			令和 2年 7月 8日登記
	取締役	<u>岡田 英治</u>	令和 3年 6月29日重任
			令和 3年 7月 1日登記
取締役	<u>岡田 英治</u>	令和 4年 6月29日重任	
		令和 4年 6月30日登記	
		令和 5年 6月29日退任	
		令和 5年 6月30日登記	
取締役	<u>関田 俊里</u>	令和 2年 6月29日重任	
		令和 2年 7月 8日登記	
取締役	<u>関田 俊里</u>	令和 3年 6月29日重任	
		令和 3年 7月 1日登記	
取締役	<u>関田 俊里</u>	令和 4年 6月29日重任	
		令和 4年 6月30日登記	
取締役	<u>関田 俊里</u>	令和 5年 6月29日重任	
		令和 5年 6月30日登記	

	取締役	<u>藪田 勝 男</u>	令和 2年 6月29日重任
			令和 2年 7月 8日登記
	取締役	<u>藪田 勝 男</u>	令和 3年 6月29日重任
			令和 3年 7月 1日登記
	取締役	<u>藪田 勝 男</u>	令和 4年 6月29日重任
			令和 4年 6月30日登記
	取締役	<u>藪田 勝 男</u>	令和 5年 6月29日重任
			令和 5年 6月30日登記
	取締役	<u>守屋 充 勇</u>	令和 2年 6月29日重任
			令和 2年 7月 8日登記
	取締役	<u>守屋 充 勇</u>	令和 3年 6月29日重任
			令和 3年 7月 1日登記
取締役	<u>守屋 充 勇</u>	令和 4年 6月29日重任	
		令和 4年 6月30日登記	
取締役	<u>守屋 充 勇</u>	令和 5年 6月29日重任	
		令和 5年 6月30日登記	
取締役	<u>東 俊 行</u>	令和 2年 6月29日就任	
		令和 2年 7月 8日登記	
取締役	<u>東 俊 行</u>	令和 3年 6月29日重任	
		令和 3年 7月 1日登記	
取締役	<u>東 俊 行</u>	令和 4年 6月29日重任	
		令和 4年 6月30日登記	
取締役	<u>東 俊 行</u>	令和 5年 6月29日重任	
		令和 5年 6月30日登記	

	取締役	<u>八尾尚志</u>	令和3年6月29日就任
			令和3年7月1日登記
	取締役	<u>八尾尚志</u>	令和4年6月29日重任
			令和4年6月30日登記
			令和5年6月29日退任
			令和5年6月30日登記
	取締役	<u>伊村真</u>	令和4年6月29日就任
			令和4年6月30日登記
	取締役	<u>伊村真</u>	令和5年6月29日重任
			令和5年6月30日登記
	取締役	<u>河村和文</u>	令和4年6月29日就任
			令和4年6月30日登記
	取締役	<u>河村和文</u>	令和5年6月29日重任
			令和5年6月30日登記
	取締役	<u>鈴木聡</u>	令和5年4月1日就任
			令和5年4月3日登記
	取締役	<u>鈴木聡</u>	令和5年6月29日重任
			令和5年6月30日登記
	取締役	<u>横山誠</u>	令和5年4月1日就任
			令和5年4月3日登記
	取締役	<u>横山誠</u>	令和5年6月29日重任
			令和5年6月30日登記
			令和6年4月1日辞任
			令和6年4月1日登記
	取締役	<u>溝上悟史</u>	令和5年6月29日就任
			令和5年6月30日登記

取締役	齊藤雅之	令和5年6月29日就任
		令和5年6月30日登記
取締役	片江徹	令和5年6月29日就任
		令和5年6月30日登記
取締役	花松正博	令和5年6月29日就任
		令和5年6月30日登記
取締役	平岡利枝	令和6年4月1日就任
		令和6年4月1日登記
取締役	西本久浩	令和6年4月1日就任
		令和6年4月1日登記
<u>愛知県常滑市坂井字中山24番地の8</u> 代表取締役 <u>山本雅之</u> <u>愛知県常滑市坂井字中山24番地の8</u> 代表取締役 <u>山本雅之</u> <u>愛知県常滑市坂井字中山24番地の8</u> 代表取締役 <u>山本雅之</u>	令和2年6月29日重任	
	令和2年7月8日登記	
	令和3年6月29日重任	
	令和3年7月1日登記	
	令和4年6月29日重任	
	令和4年6月30日登記	
	令和5年6月29日退任	
	令和5年6月30日登記	
<u>岐阜県瑞浪市明賀台五丁目7番地</u> 代表取締役 <u>加知光康</u> <u>岐阜県瑞浪市明賀台五丁目7番地</u> 代表取締役 <u>加知光康</u> <u>岐阜県瑞浪市明賀台五丁目7番地</u> 代表取締役 <u>加知光康</u>	令和2年6月29日重任	
	令和2年7月8日登記	
	令和3年6月29日重任	
	令和3年7月1日登記	
	令和4年6月29日重任	
	令和4年6月30日登記	
	令和5年6月29日退任	
	令和5年6月30日登記	

横浜市神奈川区栄町10番地35 代表取締役 赤川正英	令和 2年 6月29日重任
	令和 2年 7月 8日登記
	令和 3年 6月29日重任
	令和 3年 7月 1日登記
	令和 4年 6月29日退任
	令和 4年 6月30日登記
	令和 2年 6月29日就任
	令和 2年 7月 8日登記
大阪府枚方市磯島南町15番1-1410号 代表取締役 能勢純一	令和 3年 6月29日重任
	令和 3年 7月 1日登記
	令和 4年 6月29日重任
	令和 4年 6月30日登記
大阪府枚方市磯島南町15番1-1410号 代表取締役 能勢純一	令和 5年 6月29日重任
	令和 5年 6月30日登記
	令和 5年 4月 1日就任
	令和 5年 4月 3日登記
東京都千代田区内神田一丁目14番16-1103号 代表取締役 鈴木聡	令和 5年 6月29日重任
	令和 5年 6月30日登記
東京都千代田区内神田一丁目14番16-1103号 代表取締役 鈴木聡	令和 5年 6月29日就任
	令和 5年 6月30日登記
神戸市北区鹿の子台北町六丁目33番2号 代表取締役 伊村真	令和 2年 4月 1日就任
	令和 2年 4月 9日登記
	令和 4年 4月 1日辞任
	令和 4年 4月 1日登記
監査役 藤本健一郎	

	監査役 <u>成田太郎</u>	令和 2年 4月 1日就任
		令和 2年 4月 9日登記
		令和 4年 4月 1日辞任
		令和 4年 4月 1日登記
	監査役 小泉弘康	令和 2年 6月29日就任
		令和 2年 7月 8日登記
	監査役 <u>杉本修</u>	令和 4年 4月 1日就任
		令和 4年 4月 1日登記
		令和 6年 4月 1日辞任
		令和 6年 4月 1日登記
	監査役 <u>岡本理知</u>	令和 4年 4月 1日就任
		令和 4年 4月 1日登記
		令和 5年 4月 1日辞任
		令和 5年 4月 3日登記
	監査役 <u>郷田寛明</u>	令和 5年 4月 1日就任
		令和 5年 4月 3日登記
		令和 6年 4月 1日辞任
		令和 6年 4月 1日登記
	監査役 和田英樹	令和 6年 4月 1日就任
		令和 6年 4月 1日登記
	監査役 東山淳	令和 6年 4月 1日就任
		令和 6年 4月 1日登記

	会計監査人	有限責任あずさ監査法人	令和 2年 6月29日重任
			令和 2年 7月 8日登記
	会計監査人	有限責任あずさ監査法人	令和 3年 6月29日重任
			令和 3年 7月 1日登記
	会計監査人	有限責任あずさ監査法人	令和 4年 6月29日重任
			令和 4年 6月30日登記
	会計監査人	有限責任あずさ監査法人	令和 5年 6月29日重任
			令和 5年 6月30日登記
取締役会設置会社に関する事項	取締役会設置会社		平成17年法律第87号第136条の規定により平成18年 5月 1日登記
監査役設置会社に関する事項	監査役設置会社		平成17年法律第87号第136条の規定により平成18年 5月 1日登記
会計監査人設置会社に関する事項	会計監査人設置会社		平成18年 5月 1日登記
登記記録に関する事項	平成元年法務省令第15号附則第3項の規定により		平成13年 4月12日移記



これは登記簿に記録されている閉鎖されていない事項の全部であることを証明した書面である。

(東京法務局世田谷出張所管轄)

令和 6年 6月28日

東京法務局世田谷出張所
登記官

中 村 久 仁 子



定 款

三菱電機システムサービス株式会社

定款

第1章 総則

(商号)

第1条 当社は三菱電機システムサービス株式会社と称する。

英文では Mitsubishi Electric System & Service Co.,Ltd. とする。

(本店の所在地)

第2条 当社は本店を東京都世田谷区に置く。

(目的)

第3条 当社は次の事業を営むことを目的とする。

- (1) 各種電気・電子機械器具、医療用具、情報通信・情報処理に関する機器、その他各種機械器具の保守、修理、据付、設計、製造、販売
- (2) 前号に掲げる電気・電子機械器具、医療用具、その他機械器具の部品の製造加工及び販売
- (3) 建築工事、電気工事、管工事、電気通信工事の設計、施工、監理
- (4) 前各号に関連するソフトウェア・システムの製作、販売及びエンジニアリング業、情報提供、遠隔監視、遠隔制御、その他のシステムの監視及び管理、その他サービスの提供
- (5) 電気通信事業
- (6) 前各号に関連する一切の業務

(機関)

第4条 当社は、株主総会及び取締役のほか、次の機関を置くものとする。

- (1) 取締役会
- (2) 監査役
- (3) 会計監査人

(公告の方法)

第5条 当社の公告は、電子公告により行う。ただし、事故その他やむを得ない事由によって電子公告による公告をすることができない場合は、官報に掲載する方法により行う。

第2章 株式

(発行可能株式総数)

第6条 当社の発行する株式の総数は160,000株とする。

(株券の発行)

第7条 当社は、株式に係わる株券を発行する。

(株式の譲渡制限)

第8条 当社の株式の譲渡または取得については、株主または取得者は取締役会の承認を受けなければならない。

(株券の種類)

第9条 当社の株券は、1株券、10株券、100株券及び1,000株券の4種とする。

(株式の割当てを受ける権利等の決定)

第10条 当社は、当社の株式（自己株式の処分による株式を含む）及び新株予約権を引き受ける者の募集をする場合において、その募集事項、株主に当該株式または新株予約権の割当てを受ける権利を与える旨及びその申込みの期日の決定は取締役会の決議によって定める。



第3章 株主総会

(招集)

- 第11条 当社の定時株主総会は、毎年6月にこれを招集し、臨時株主総会は、必要あるときに随時これを招集する。
2. 当社の株主総会は当社の本店所在地もしくはその隣接地において開催する。
 3. 株主総会は、その総会において議決権を行使することができるすべての株主の同意があるときは、招集の手続きを経ずに開くことができる。

(招集権者及び議長)

- 第12条 株主総会は、取締役社長がこれを招集し、議長となる。
2. 取締役社長に事故がある時は、取締役会においてあらかじめ定めた順序に従い、他の取締役が株主総会を招集し、議長となる。

(議決権の代理行使)

- 第13条 株主は、当社の議決権を有する他の株主1名を代理人として、その議決権を行使することができる。
2. 前項の場合、株主または代理人は、株主総会ごとに代理権を証明する書面を当社に提出しなければならない。

(決議の方法)

- 第14条 株主総会の決議は、法令または本定款に別段の定めある場合を除き、議決権を行使することができる株主の議決権の過半数を有する株主が出席し、出席した当該株主の議決権の過半数をもって行う。
2. 会社法第309条第2項に定める決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の過半数を有する株主が出席し、出席した当該株主の議決権の3分の2以上をもって行う。

(議事録)

- 第15条 株主総会における議事の経過の要領及びその結果並びにその他法律で定める事項については、これを議事録に記載または記録し、議長及び出席した取締役がこれに記名押印または電子署名をして10年間当社に備えおく。

第4章 取締役及び取締役会

(員数)

- 第16条 当社に取締役3名以上20名以内を置く。

(選任方法)

- 第17条 取締役は、株主総会において選任する。
2. 取締役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の過半数を有する株主が出席し、出席した当該株主の議決権の過半数をもって行う。
 3. 取締役の選任決議は、累積投票によらないものとする。

(任期)

- 第18条 取締役の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。

(代表取締役及び役付取締役)

- 第19条 取締役会の決議をもって代表取締役を定める。代表取締役は各自会社を代表し取締役会の決議に基づき会社の業務を執行する。
- 取締役会の決議をもって取締役社長1名を定める。又取締役会長1名、専務取締役及び常務取締役若干名を定めることができる。

(取締役会の招集権者及び議長)

- 第20条 取締役会は、法令に別段の定めある場合を除き、取締役社長がこれを招集し、議長となる。
2. 取締役社長に欠員または事故があるときは、取締役会においてあらかじめ定めた順序に従い、他の取締役が取締役会を招集し、議長となる。

(取締役会の招集通知)

第21条 取締役会の招集通知は、会日の3日前までに各取締役及び各監査役に対して発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。

2. 取締役及び監査役の全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで取締役会を開催することができる。

(取締役会の決議の方法)

第22条 取締役会の決議は、取締役の過半数が出席し、出席した取締役の過半数で行う。

2. 当社は、会社法第370条の要件を充たしたときは、取締役会の決議があったものとみなす。

(取締役会の議事録)

第23条 取締役会における議事の経過の要領及びその結果並びにその其他法令で定める事項については、これを議事録に記載または記録し、議長及び出席した取締役、監査役がこれに記名押印または電子署名をして10年間当会社に備えおく。

(取締役会規則)

第24条 取締役会に関する事項は、法令または本定款のほか、取締役会において定める取締役会規則による。

(報酬等)

第25条 取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益（以下「報酬等」という。）は、株主総会の決議により定める。

第5章 監査役及び監査役協議会

(員数)

第26条 当会社の監査役は、3名以上4名以内とする。

(選任方法)

第27条 監査役は、株主総会において選任する。

2. 監査役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の過半数を有する株主が出席し、出席した当該株主の議決権の過半数をもって行う。

(任期)

第28条 監査役の任期は、選任後4年内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。

2. 監査役の補欠者が監査役に就任した場合の任期は、退任した監査役の任期の満了する時までとする。

(常勤の監査役)

第29条 監査役は、合議をもって常勤の監査役を選定する。

(監査役協議会規則及び関連規則)

第30条 監査役の合議体に関する事項は、本定款の他、監査役が合議により定める監査役協議会規則による。

(報酬等)

第31条 監査役の報酬等は、株主総会の決議によって定める。

第6章 会計監査人

(会計監査人の選任)

第32条 会計監査人は、株主総会において選任する。

(会計監査人の任期)

第33条 会計監査人の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。

(会計監査人の報酬等)

第34条 会計監査人の報酬等は代表取締役が監査役の同意を得て定める。



第7章 計算

(事業年度)

第35条 当社の事業年度は、毎年4月1日から翌年3月31日までの1年とする。

(期末配当金)

第36条 当社は、株主総会の決議によって、毎年3月31日の最終の株主名簿に記載または記録された株主または登録株式質権者に対し、金銭による剰余金の配当を支払う。

(中間配当金)

第37条 当社は、取締役会の決議によって、毎年9月30日の最終の株主名簿に記載または記録された株主または登録株式質権者に対し、会社法第454条第5項に定める剰余金の配当をすることができる。

(配当金等の除斥期間)

第38条 配当財産が金銭である場合は、その支払開始の日から満3年を経過してもなお受領されないときは、当社はその支払義務を免れる。

2. 未払いの配当金には利息をつけない。

改正 昭和	38年	5月28日
改正 昭和	39年	2月10日
改正 昭和	41年	10月 8日
改正 昭和	46年	5月31日
改正 昭和	50年	5月23日
改正 昭和	50年	11月25日
改正 昭和	51年	12月 7日
改正 昭和	57年	11月 5日
改正 昭和	59年	6月21日
改正 昭和	60年	6月28日
改正 昭和	61年	5月30日
改正 昭和	63年	6月21日
改正 平成	6年	6月29日
改正 平成	8年	6月27日
改正 平成	9年	10月 1日
改正 平成	11年	6月29日
改正 平成	12年	6月29日
改正 平成	14年	6月28日
改正 平成	15年	6月26日
改正 平成	16年	6月24日
改正 平成	18年	6月29日
改正 平成	27年	6月29日
改正 令和	6年	6月27日



Handwritten notes and signatures in blue ink, including the name '大塚 隆夫' (Otsuka Takao) and other illegible text.

本書は原本と相違ないことを証明いたします
令和6年6月28日
東京都世田谷区太子堂4丁目1番1号
三菱電機システムサービス株式会社
代表取締役 鈴木 聡

